

地震災害時における透析医療提供体制の確保等に関するマニュアル

《 西三河南部東医療圏 (岡崎市・幸田町) 》

第1 趣旨

このマニュアルは、西三河南部東医療圏医療救護活動計画(平成28年2月策定)に基づき、地震災害時における透析医療提供体制の確保を始め、当医療圏において災害医療対策を所管する行政機関(県西尾保健所・岡崎市・幸田町)及び圏内透析実施医療機関の情報共有体制の確立、さらには関係機関相互の連携強化を目的として定めるものである。

第2 相互協力

このマニュアルに記載した活動を円滑に進めるために、県西尾保健所・岡崎市・幸田町・圏内透析実施医療機関は、透析医療提供体制の確保並びに患者の安全を目的として相互に協力しなければならない。

また、これら関係機関は、平常時から相互に連携を深めるとともに、岡崎市民病院を始め、岡崎市医師会・岡崎歯科医師会・岡崎薬剤師会・圏内病院・消防・警察等と緊密に連携し、災害時に適切かつ速やかに活動できるよう努めなければならない。

第3 平常時の備え

1 圏内透析実施医療機関の備え

(1) 防災マニュアルの作成・配布・周知

圏内透析実施医療機関は、地震災害時の対応や平常時の心構え等を示した「防災マニュアル」を作成し、自院のすべての透析患者へ配布・周知すること。また、作成・配布したマニュアルは適宜見直しを行い、患者への継続的な周知に努めること。(マニュアルには「透析患者用行動フロー図」を含めること。**別紙1**を参照のこと。)

(2) 地震災害時緊急(透析情報)カードの作成・配布・携行指導

圏内透析実施医療機関は、患者の透析治療情報等を記載したカードを作成・配布し、患者に対して日常携行を奨励すること。

(3) 地震災害時の連絡手段の確保

圏内透析実施医療機関は、地震災害時における外来患者との連絡手段(例:NTT災害用伝言ダイヤルの利用等)を定め、患者への周知を図ること。

(4) 通信手段断絶時の外来患者との連絡手段の確認

圏内透析実施医療機関は、地震災害時に電話・FAX・メール等の不通により通信手段が確保できない場合を想定し、外来患者にあらかじめ **別紙2** 「医療に関する情報を掲示する場所(原則、震度6弱以上の地震災害時)」に記載の場所で必要な情報を患者自ら収集するよう周知を図ること。

(5) 連絡困難者の把握

圏内透析実施医療機関は、肢体不自由等により自主的に連絡することが困難な外来患者をあらかじめ把握しておくこと。その上で、地震災害時には医療機関側から患者や家族等に連絡したり、直接訪問したりするなど、安否確認を行う体制づくりに努めること。

(6) 入院患者の搬送手段の確保

入院病床を有する圏内透析実施医療機関は、地震災害時に自医療機関で透析治療が実施困難となる場合を想定し、あらかじめ入院患者の移送について検討しておくこと。

(7) 他院への応援体制の構築

地震災害により自医療機関で透析が不可能となった場合は、実施可能な他の透析実施医療機関へスタッフ派遣を含めた応援ができるよう、平常時から圏内透析実施医療機関相互の応援体制を検討しておくこと。

2 患者の備え

(1) 防災マニュアルの活用

受診先透析医療機関から配布された防災マニュアルへの理解を深め、地震災害時における最寄りの避難所の把握、医療機関との連絡手段、地域住民による災害時活動などの把握に努めること。

(2) 情報収集手段の確認

地震災害時に必要な情報が入手できるよう、日頃から情報入手手段について確認しておくこと。

(3) 食事・薬での管理

地震災害時に平常どおりの透析治療が受けられないことを想定し、食事の管理や薬の服用による体調維持が行える知識を身に付けておくこと。

(4) 関係機関の支援

圏内透析実施医療機関及び圏内行政機関は、上記(1)～(3)に掲げる患者の取り組みが円滑に行えるよう、広報活動・指導・助言など、患者や家族への支援を講じること。

3 圏内行政機関（県西尾保健所・岡崎市・幸田町）の備え

(1) 圏内における検討体制及び協力体制の構築

圏内行政機関は、地震災害時に圏内関係機関が連携して対応できるよう、日頃から検討・協議の場を提供し、関係機関の顔の見える関係構築に努めること。

(2) 各種計画・マニュアル等の整備

圏内行政機関は、上記(1)を含めた検討・協議を踏まえて各種計画及びマニュアル等を作成し、必要に応じて適宜見直し、体制の充実を図ること。

(3) 行政施策等の情報提供

圏内行政機関は、災害医療に関する国・県・市の施策を始め、各行政機関が策定した各種計画及びマニュアル等について、必要に応じて圏内透析実施医療機関等に情報提供し、情報・認識・課題の共有に努めること。加えて、医師会や圏内病院等へも情報提供し、災害時の透析実施体制に関する圏内関係機関全体の情報・認識・課題の共有に努めること。

(4) 地震災害時における情報収集体制の整備

圏内行政機関は、地震災害時に圏内の医療情報を始め、被災状況、交通情報等を速やかに収集し、透析実施医療機関が情報を入手できるよう、情報収集体制の整備に努めること。

(5) 医療圏外への支援要請

圏内行政機関は、地震災害時に圏内の資源（医療施設・医薬品・医薬材料・設備・スタッフ・ライフライン・車両等）を以ってしても透析患者に適切な医療が提供できない場合を想定して、市外・県外の関係機関に支援要請する仕組み・体制を構築すること。

(6) ライフライン復旧体制の整備

圏内行政機関は、地震災害時に被災の少ない透析実施医療機関のライフライン（電気・水道・ガス）から優先して復旧するよう、ライフライン事業者との協議を行うこと。また、水道管を始めとして、ライフラインの地震対策（耐震化）を推進すること。

(7) 訓練の計画・実施

圏内行政機関は、圏内透析実施医療機関等と連携し、災害時の体制づくり等を目的とした各種訓練を計画し、実施すること。

第4 地震災害発生時の対応

1 圏内透析実施医療機関の対応

(1) 被災状況、受入可否の連絡

圏内透析実施医療機関は、別紙3-1「地震災害時連絡フロー図」に基づき、医療機関の被災状況、透析患者受入の可否等を連絡し、情報共有を図ること。

併せて、透析実施病院(岡崎市民病院・葵セントラル病院・北斗病院)は、地震災害時における病院の稼働状況等を「EMISシステム」に入力し、圏内行政機関・圏内病院等との情報共有に努めること。

(2) 患者への情報提供

圏内透析実施医療機関は、施設の被災状況等をN T T災害用伝言ダイヤルに入力し、患者が必要な情報を得られるようにすること。また、掲示板や訪問等により、医療機関の被災時状況等についての情報を患者へ提供すること。

(3) 入院患者の搬送調整

入院病床を有する圏内透析実施医療機関は、自医療機関で透析治療が不可能な場合、入院患者を他の医療機関へ搬送するための調整(移転先病院の選定や車両の確保等を調整先に要請)に着手すること。

調整先：①愛知県透析医会ネットワーク
②岡崎幸田災害医療対策本部

(4) 他の医療機関との協力体制

圏内透析実施医療機関は、自医療機関で透析治療が不可能な場合、透析治療が可能な他の透析実施医療機関に対して、スタッフ派遣等を含めた協力を行うこと。

2 圏内行政機関(県西尾保健所・岡崎市保健企画課・幸田町健康課)の対応

(1) 災害情報の収集

圏内行政機関は、原則、次の方法により災害情報を収集すること。

① 圏内の被災情報、交通情報

岡崎市及び幸田町の災害対策本部が情報を収集。収集した情報は、岡崎市保健企画課、幸田町健康課で共有。

② 圏内病院の稼働情報等

圏内全病院がEMISシステムに入力することにより相互に情報を共有。EMISシステムは、岡崎市・幸田町でも閲覧可。

- ③ 圏内医療救護所の稼働情報等
岡崎市保健企画課及び幸田町健康課が医療救護所から情報を収集。収集した情報は、EMISシステムに入力し、関係機関で情報を共有。
- ④ 圏内診療所の稼働情報等
岡崎市保健企画課及び幸田町健康課が三師会から電話・防災無線等により情報を収集。透析実施医療機関については、**別紙3-1**「地震災害時連絡フロー図」により情報を収集。
- ⑤ 国・県・他圏の情報
岡崎幸田災害医療対策本部が県から情報を収集。収集した情報は、岡崎市保健企画課及び幸田町健康課と共有及び関係行政機関への情報提供を行う。
- (2) 収集した災害情報の医療機関へのフィードバック
圏内行政機関は、収集した災害情報を必要に応じて関係機関にフィードバック(透析実施医療機関に対しては、**別紙3-1**「地震災害時連絡フロー図」を活用)すること。
- (3) 患者・住民への情報提供
圏内行政機関は、収集した情報のうち、透析医療に関する情報を抽出し、行政所管施設(市役所・町役場・支所・出張所・避難所)に情報提供し、現地職員等に貼り紙等での情報掲示を指示すること。
- (4) 透析が実施可能な医療機関へのスタッフ派遣要請
圏内行政機関は、透析治療が実施可能な医療機関を把握した場合、当該医療機関に医療スタッフを確保するために、透析実施医療機関と連携して、医師会・圏内病院・県等にスタッフの派遣や医薬材料等の確保を要請すること。
- (5) ライフラインの優先復旧
圏内行政機関は、ライフラインの復旧により透析治療の再開が見込める医療機関(比較的被害の少ない医療機関)を把握した場合、ライフライン事業者等へ優先的に復旧するよう要請すること。
- (6) 圏外への患者搬送調整
圏内行政機関は、圏内での透析治療が不可能となった場合、**別紙3-1**「地震災害時連絡フロー図」に基づき、県等と連携し、圏外への患者搬送に向けた調整に着手すること。
- (7) 医療ボランティアの受入調整
圏内行政機関は、発災直後の混乱期が峠を越え、市町において医療ボランティアの受入体制が整った後に、必要に応じて透析治療継続のための医療ボランティアの確保に努めること。

第5 関係機関一覧

1 圏内行政機関

①県西尾保健所(総務企画課)

住所 西尾市寄住町下田12番

電話 0563-56-5241 FAX 0563-54-6791

Eメール nishio-hc@pref.aichi.lg.jp

②岡崎幸田災害医療対策本部(県西尾保健所が設置。岡崎市保健企画課及び幸田町健康課も職員を派遣し、本部運営にあたる)

設置場所：岡崎市民病院又は岡崎市保健所

電話 080-2614-0111、080-2614-0156

③岡崎市災害対策本部(防災危機管理課)

住所 岡崎市十王町2丁目9番地

電話 0564-23-6533 FAX 0564-23-6618

④岡崎市保健企画課(岡崎市保健所)

住所 岡崎市若宮町2丁目1番地1(岡崎げんき館2F)

電話 0564-23-6695 FAX 0564-23-5041

Eメール imu@city.okazaki.lg.jp

⑤幸田町災害対策本部(防災安全課)

住所 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話 0564-62-1111(内線371、372) FAX 0564-63-5139

⑥幸田町健康課(幸田町保健センター)

住所 額田郡幸田町大字菱池字錦田84番地

電話 0564-62-8158 FAX 0564-62-8217

Eメール kenko@town.kota.lg.jp

2 透析実施医療機関

①葵セントラル病院

住所 岡崎市中田町4-5

電話 0564-53-7815 FAX 0564-54-9609 Eメール aoice_v@yahoo.co.jp

②葵クリニック西岡崎

住所 岡崎市昭和町字北浦1

電話 0564-33-3400 FAX 0564-33-3410 Eメール aoi.c.nishi@gmail.com

③岡崎北クリニック

住所 岡崎市大樹寺2丁目10-1

電話 0564-28-0560 FAX 0564-28-0562 Eメール ce@okazaki-kita-clinic.jp

④日名透析クリニック

住所 岡崎市日名中町 1-36

電話 0564-65-5777 FAX 0564-65-5757 Eメール hina@aoi-hospital.jp

⑤美合クリニック

住所 岡崎市美合町字天白 107-1

電話 0564-59-0207 FAX 0564-51-1118 Eメール miai-clinic@m4.catvmics.ne.jp

⑥むつみ内科

住所 岡崎市土井町柳ヶ坪 19-1

電話 0564-59-0022 FAX 0564-59-0023 Eメール m.c.h-mutsuminaika@mics.ne.jp

⑦岡崎メイツ腎睡眠クリニック

住所 岡崎市稲熊町 2 丁目 86

電話 0564-23-8511 FAX 0564-25-3423 Eメール okazaki-1st-hd@mates.or.jp

⑧クリニック大倉

住所 岡崎市稲熊町 1 丁目 37-1

電話 0564-65-7240 FAX 0564-65-7256 Eメール info@clinic-okura.com

⑨三河クリニック

住所 額田郡幸田町坂崎西長根 25-72

電話 0564-63-2480 FAX 0564-63-2451 Eメール mikawa-c@sk2aitai.ne.jp

⑩岡崎市民病院

住所 岡崎市高隆寺町字五所合 3-1

電話 0564-21-8111 FAX 0564-66-7291 Eメール hd@okazakihospital.jp

⑪北斗病院

住所 岡崎市仁木町字川越 17-33

電話 0564-66-2811 FAX 0564-66-2800 Eメール tohseki@hokutohospital.or.jp

3 圏内病院

①岡崎市民病院

住所 岡崎市高隆寺町字五所合 3 番地 1

電話 0564-21-8111 (代表) FAX 0564-25-2913 (代表)

②県がんセンター愛知病院

住所 岡崎市欠町字栗宿 18

電話 0564-21-6251 FAX 0564-21-6467

③岡崎南病院

住所 岡崎市羽根東町 1 丁目 1 番地 3

電話 0564-51-5434 FAX 0564-55-1147

④三嶋内科病院

住所 岡崎市六供町 3 丁目 8 番地 2

電話 0564-22-3232 FAX 0564-23-5407

- ⑤宇野病院
住所 岡崎市中岡崎町 1-10
電話 0564-24-2211 FAX 0564-24-2232
- ⑥岡崎共立病院
住所 岡崎市羽根町字中田 64-1
電話 0564-55-0660 FAX 0564-51-1033
- ⑦岡崎東病院
住所 岡崎市洞町字向山 16-2
電話 0564-22-6616 FAX 0564-22-3570
- ⑧葵セントラル病院
住所 岡崎市中田町 4-5
電話 0564-53-7815 FAX 0564-54-9609
- ⑨北斗病院
住所 岡崎市仁木町字川越 17-33
電話 0564-66-2811 FAX 0564-66-2800
- ⑩エンジェルベルホスピタル
住所 岡崎市錦町 5-1
電話 0564-66-0050 FAX 0564-66-0017
- ⑪富田病院
住所 岡崎市本宿町字南中町 32
電話 0564-48-2431 FAX 0564-48-4885
- ⑫県三河青い鳥医療療育センター
住所 岡崎市高隆寺町字小屋場 9-3
電話 0564-64-7980 FAX 0564-64-7981
- ⑬三河病院
住所 岡崎市戸崎町字牛転 2
電話 0564-51-1778 FAX 0564-51-1415
- ⑭羽栗病院
住所 岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
電話 0564-48-2005 FAX 0564-48-3237
- ⑮京ヶ峰岡田病院
住所 額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔 8 番地
電話 0564-62-1421 FAX 0564-62-9338

4 地区医師会等

①岡崎市医師会

住所 岡崎市竜美西 1-9-1 電話 0564-52-1571 FAX 0564-54-0102

②岡崎歯科医師会

住所 岡崎市中町 4-6-2 電話 0564-21-8000 FAX 0564-25-0741

③岡崎薬剤師会

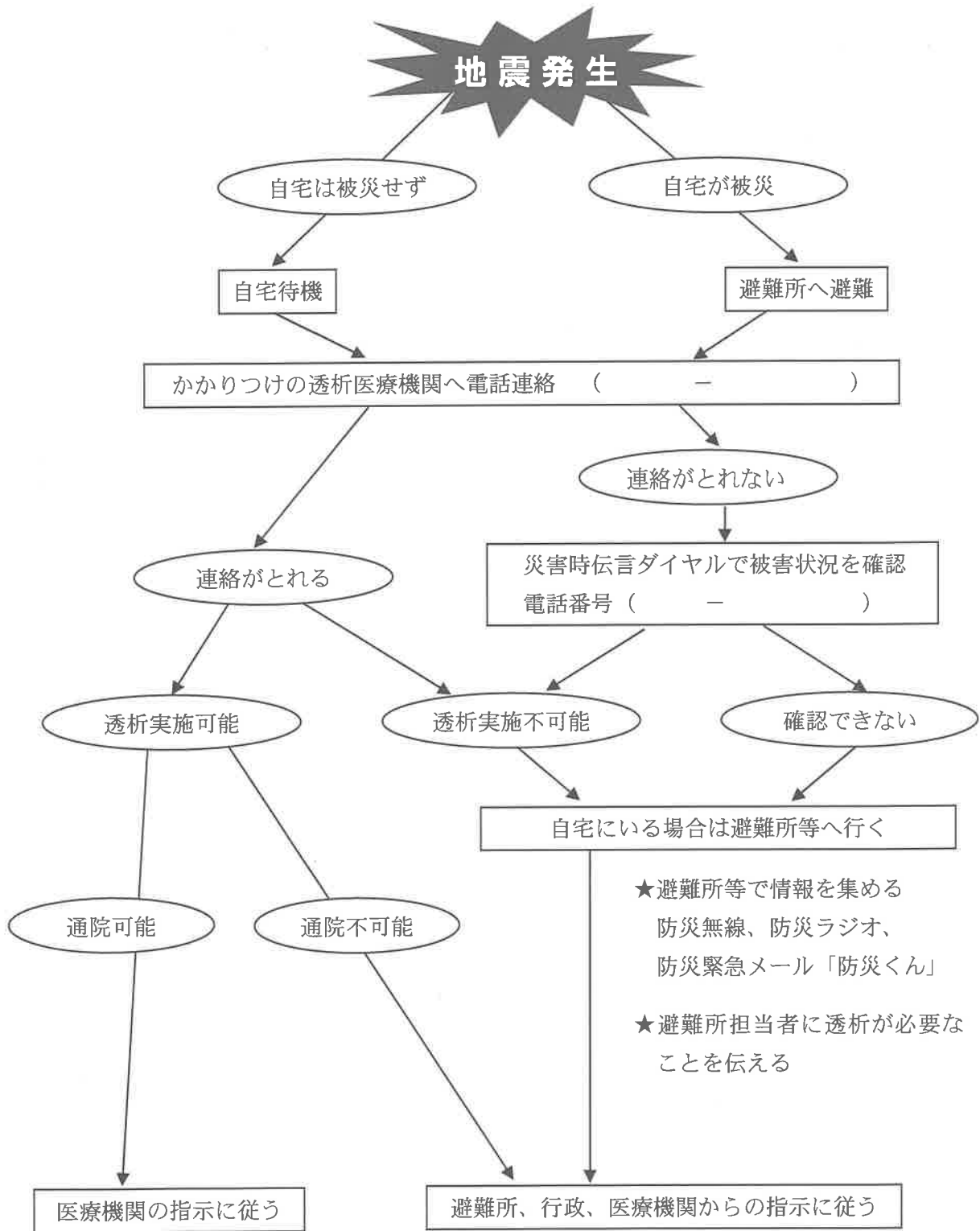
住所 岡崎市欠町字広見西通 10-1 電話 0564-28-0090 FAX 0564-28-0091

附則 このマニュアルは、平成 28 年 5 月 24 日に制定する。

附則 このマニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から適用とする。

(事務局) 岡崎幸田災害医療対策協議会事務局
愛知県西尾保健所総務企画課
岡崎市保健部保健企画課
幸田町健康福祉部健康課

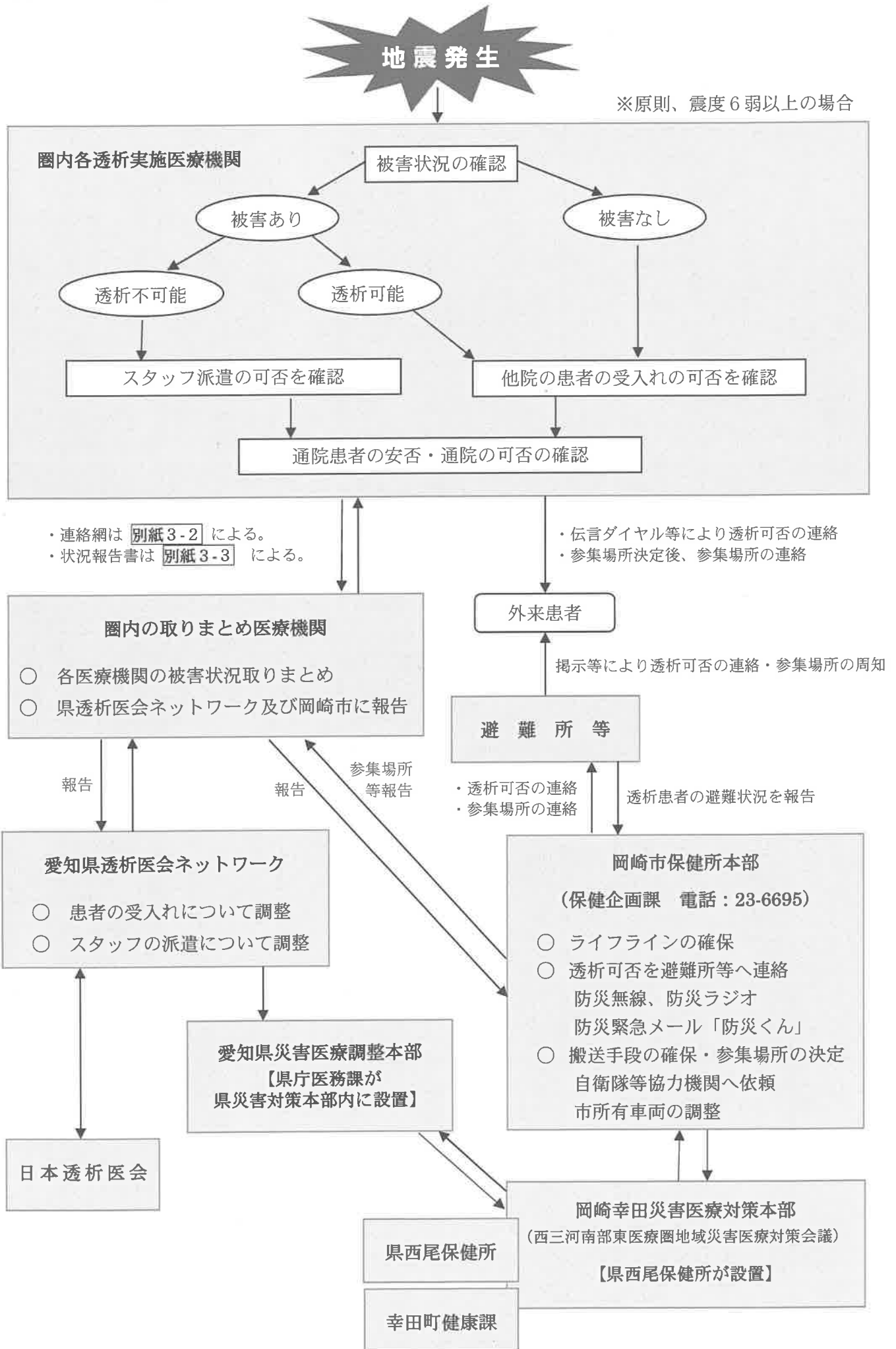
別紙1 透析患者用行動フロー図（例）



別紙2 医療に関する情報を掲示する場所(原則、震度6弱以上の地震災害時)

方面	名称	住所
共通	すべての避難所	岡崎市内・幸田町内
中央	岡崎市役所	十王町2丁目9
	岡崎市保健所	若宮町2丁目1-1
東部	岡崎市民病院	高隆寺町五所合3-1
	美合クリニック	美合町字天白107-1
	大平支所	大平町皿田6
	東部支所	山綱町天神2-9
	額田支所	檜山町山ノ神21-1
西部	葵クリニック西岡崎	昭和町字北浦1
	矢作支所	宇頭町小藪80-1
南部	葵セントラル病院	中田町4-5
	岡崎支所(シビックセンター)	羽根町貴登野15
	むつみ内科	土井町柳ヶ坪19-1
	六ツ美支所	下青野町天神64
北部	岡崎北クリニック	大樹寺2丁目10-1
	日名透析クリニック	日名中町1-36
	岡崎メイツ腎睡眠クリニック	稲熊町2丁目86
	クリニック大倉	稲熊町1丁目37-1
	北斗病院	仁木町字川越17-33
	岩津支所	西蔵前町季平45-1
幸田町	三河クリニック	額田郡幸田町坂崎西長根25-72

別紙 3 - 1 地震災害時連絡フロー図



別紙 3 - 2 透析実施医療機関連絡網

※この連絡網は、愛知県透析医会の地域医療機関連絡網に基づき作成しています。



